

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 26 年 5 月 26 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 スター草津グリーンヒル店 草津市若草一丁目 2 番地 1

2 意見の概要 草津市からの意見

- (1) 工事期間中に発生する廃棄物は、適正に処理すること。
- (2) 廃棄物等の保管施設の数量の減少変更に伴い、その位置や容量について廃棄物の資源化および適正処理を妨げることをないようにすること。
- (3) 駐車場法 12 条に該当する場合は、届出をすること。
- (4) 当該店舗施設計画地は草津市景観計画において丘陵部ゾーンおよび幹線道路軸の景観形成基準が適用されることに留意し、建築物について、周辺の景観と調和した色彩、意匠、形態とすること。  
併せて、一の建築敷地における建築物の延床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>を超える場合については、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出を行うこと。なお、景観法第 18 条第 1 項に基づき、当該届出の受理後 30 日の間においては予定建築物に係る建設工事に着手できないことに留意し、適切な時期に届出を行うこと。
- (5) 屋外広告物を掲出する場合は、草津市屋外広告物条例が適用されることに留意し、それぞれの店舗において掲出される自家用広告物の総量が 10 m<sup>2</sup>を超える場合は、草津市屋外広告物条例に基づきあらかじめ景観課に許可申請を行うこと。  
また、当該施設計画地以外の敷地に非自家用広告物を掲出する場合は、あらかじめ景観課に許可申請を行うこと。

- (6) 小売店舗の増改築の規模により、草津市特定開発行為等に関する指導要綱および草津市中高層建築物に関する指導要綱の協議が必要な場合があるので事前に協議すること。
- (7) 計画図の入口②付近には帝産観光バス滋賀のバス停留所が設置してあり、移動する必要があるのであれば、バス会社と協議のうえバス停留所の位置を決定すること。
- (8) 入口②とドライブスルー入口が近接しているため、適切に交通の流れを確保するようドライブスルー利用者は入口②を使わなければ利用できないようにするなど事故を未然に防ぐよう交通整理を行うこと。
- (9) 市道野路若草線の出口部分に停止線の設置を検討されたい。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1

草津市産業振興部商業観光課 草津市草津三丁目 13 番 30 号

(2) 縦覧期間 平成 26 年 5 月 26 日から平成 26 年 6 月 26 日まで